

令和 8 年 10 月 3 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
都市局市街地整備課
代表 03-5253-8111

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 8 年 8 月 10 日（月）から 9 月 9 日（水）までの期間において、土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集を行いました。

上記政令案に寄せられた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集に寄せられた御意見と国土交通省の考え方

※合計13件の御意見等をいただきました。（1件の提出意見に複数の御意見が含まれる場合もございます。）

※とりまとめの都合上、お寄せいただきました御意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※掲載しなかった御意見等のうち本改正に御賛同いただくものも承っております。また、本改正と直接関係がないため掲載しなかった御意見等についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

番号	頂いた御意見	国土交通省の考え方
1	本改正の目的として個人情報保護を前提としているが、候補者・当選人等について素性を隠すことによる弊害があるように思えるため、大反対である。	本改正は、候補者・当選人等の峻別が可能となる限りにおいて、その住所の一部の公告を認める趣旨であるため、本改正の後においても、候補者・当選人等の特定が可能となるように制度運用を行ってまいります。
2	候補者・当選人等の地域的背景や利害関係を把握できるようにすることで、本改正が特定の立場への不公平な特例措置となることを防ぎ、土地区画整理審議会の委員の透明性及び説明責任を確保する観点から、住所は番地まで必ず公告すべきである。	
3	本改正には反対であり、むしろ、土地区画整理審議会の委員の選挙に関しては、公正な事業施行の確保のために、住所・氏名に加え、帰化歴・国籍・年齢・職歴をすべて公表することを義務付けるべきである。	
4	制度改正に当たっては、個人情報保護と公共性の高い選任プロセスにおける透明性・責任明確化との均衡を図るとともに、行政コストや国民の税負担を増加させない形で実効性のある制度設計を行うべきではないか。	本改正は、候補者・当選人等の峻別が可能となる限りにおいて、その住所の一部の公告を認める趣旨であり、個人情報を保護しつつ、透明性を担保しております。 また、現行制度においても市町村長等は選挙人名簿を作成し、施行地区内の土地の全ての所有者及び借地権者を把握する必要があるため、本改正の施行後においても、新たに市町村長等に対して過大な負担となることはないものと考えております。
5	「当該住所の全部の公告に支障がある	「住所の全部の公告に支障があると認め

	と認めるとき」が具体的にどのようなときをいうのか不明確であるため、「本人が希望するときに住所の一部を公告する」となるように明確に規定すべきである。	るとき」は事業ごとに様々な状況が想定され一概に明示することは困難であるところ、技術的助言として発出した通知において、具体例として「個人情報の保護の観点から支障が認められる場合」を示しております。
6	「支障があると認めるとき」の客観的な判定基準・考慮要素を明確化すべき。	
7	「住所の一部」について、「都道府県名、市区町村名及び町名(又は大字)までを記載することとする」等の具体例を明示すべき。	技術的助言として発出した通知において、「住所の一部」の具体例について示しております。
8	本改正には基本的に賛成だが、公告されることとなる「住所の一部」について、個人及び自宅を事務所として使用している個人事業主等については、原則として都道府県、市区町村、町名程度まで公告し、また、候補者が法人等である場合は、当該法人等の事業所の所在地を原則として公告することが望ましいと考える。	技術的助言として発出した通知において、個人である候補者・当選人等の「住所の一部」の公告については、原則として「大字」又は「町名」までとすることを明記しております。 また、候補者・当選人等が法人である場合においては、現行制度上、事務所の所在地が公告されることとなりますが、本改正はあくまで個人情報保護の観点からのものであるため、候補者・当選人等が個人である場合についてのみ見直しを行っております。
9	「原則として住所の一部を公告するものとし、同姓同名の特定等に支障がある場合に限り、住所の全部の公告を妨げない」という、本改正案における原則と例外を逆転させた規定構造にはできない理由は何か。	候補者・当選人等の住所が、個人を峻別可能とするために必要な公告事項であること、及び投票のための判断要素として重要な公告事項であることを踏まえ、その全てを公告することを原則としつつ、例外として、住所の全部の公告に支障があると認めるときは、住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとしております。
10	候補者本人が簡易な手続で意志表示を行える仕組みとすることで、行政事務の負担軽減とスムーズな運用の両立を図るべき。	頂いた御意見につきましては、今後の運用の参考とさせていただきます。
11	同姓同名の候補者等が存在する場合の取扱いについて、「立候補届出の受付順	

	番号」や「主たる宅地・借地の属する 街区番号」などの補助的な識別情報を 併記できるような運用の工夫をガイド ライン等に盛り込むべき。	
12	客観的かつ具体的なK P Iを作成し、 公表してほしい。	本改正に係るK P Iは設定しておりませ ん。